

国立大学法人東京医科歯科大学 特定無期雇用職員の就業に関する規則

〔令和元年9月24日〕
規則第103号

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学職員就業規則（平成16年規程第2号。以下「職員就業規則」という。）第3条の規定に基づき、特定の業務に従事する常勤の無期雇用職員（以下「特定無期雇用職員」という。）の就業に関し必要な事項について定めるものとする。

（特定無期雇用職員の対象）

第2条 この規則を適用し、雇用することができる特定無期雇用職員は、次の各号の職員とし、職名、年俸及び時間給等は、国立大学法人東京医科歯科大学特定無期雇用職員の就業に関する細則（令和2年制定。以下「細則」という。）に定める。

- (1) 1週間当たりの所定労働時間が38時間45分で勤務する職員（以下「フルタイム勤務職員」という。）
- (2) 1週間当たりの所定労働時間が35時間の範囲内で勤務する職員（以下「短時間勤務職員」という。）

第2章 任用

（採用）

第3条 特定無期雇用職員の採用は、選考によるものとする。

（定年）

第4条 特定無期雇用職員の定年は、満65歳とし、定年による退職の日（以下「定年退職日」という。）は、定年に達した日以後における最初の3月31日とする。この場合において、定年退職する者が定年退職後の再任用を希望するときは、職員就業規則第17条（第2号を除く。）、第22条及び第23条第1項に定める事由に該当しない場合限り、再任用する。再任用に係る労働条件等は個別に定めるものとし、任期の末日はその者が満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

第3章 給与

（給与）

第5条 フルタイム勤務職員の給与は、年俸及び諸手当とする。

2 短時間勤務職員の給与は、時間給及び諸手当とする。

（年俸及び時間給の決定）

第6条 特定無期雇用職員の年俸及び時間給は、職務の難易度と責任の程度及び専門性

等を踏まえて決定する。

- 2 フルタイム勤務職員の年俸は、別表の特定無期雇用職員本給表に定める号給により決定する。
- 3 その他、年俸及び時間給の決定に関し必要な事項は細則に定める。

（諸手当）

第7条 特定無期雇用職員には、次に掲げる手当を支給できるものとする。

- (1) 通勤手当
- (2) 休日給
- (3) 夜勤手当
- (4) 宿日直手当、診療・夜間看護等手当及び入学試験手当
- (5) 海外拠点等特別業務手当
- (6) 時間外労働手当（裁量労働制適用教員を除く。）
- (7) 死体処理手当
- (8) 放射線取扱手当
- (9) 研究特別手当
- (10) 職務付加手当
- (11) 時間外麻酔手当
- (12) セカンドオピニオン手当
- (13) 健診業務協力手当
- (14) 分娩手当

- 2 前項の手当は、国立大学法人東京医科歯科大学職員給与規則（平成16年規則第36号。以下「職員給与規則」という。）の規定を準用する。
- 3 前項に加え短時間勤務職員の手当は、国立大学法人東京医科歯科大学非常勤職員の給与に関する細則（平成16年制定。以下「非常勤給与細則」という。）の規定を準用する。

（給与の支払）

第8条 フルタイム勤務職員の給与は、第6条の規定により定める年俸の12分の1の額を毎月支給する。

- 2 フルタイム勤務職員が退職したときは、退職の日の翌月以降の年俸月額を支給しない。
- 3 第1項及び前項に規定するもののほか、給与の支払等に関しては、次に掲げる規則等の例による。

- | | |
|-------------|---------|
| ア フルタイム勤務職員 | 職員給与規則 |
| イ 短時間勤務職員 | 非常勤給与細則 |

第4章 その他

（退職手当の不支給）

第9条 特定無期雇用職員には、退職手当を支給しない。

（特定無期雇用職員の評価）

第10条 特定無期雇用職員の人事評価については、特定有期雇用職員の例によるものとする。

(労働時間、休暇等)

第 11 条 フルタイム勤務職員の労働時間、休暇等については、国立大学法人東京医科歯科大学職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成 16 年規則第 43 号。以下、「労働時間等規則」という。）を準用する。

第 12 条 フルタイム勤務職員の休職については、職員就業規則第 14 条の規定を準用する。ただし、採用の日から起算して 6 か月の期間を経過する日までの期間については、休職をすることができない。

第 13 条 短時間勤務職員の労働時間、休日等については、国立大学法人東京医科歯科大学パートタイム職員の就業に関する規則（平成 16 年規則第 52 号）第 5 条から第 10 条及び第 11 条の 2 までの規定を準用する。

2 短時間勤務職員の休暇については、国立大学法人東京医科歯科大学再任用職員の就業に関する規則（平成 16 年規則第 53 号）第 15 条第 2 項から第 8 項及び第 15 条の 2 の規定を準用する。ただし、労働時間等規則第 20 条第 1 項 1 号に定める一般病欠休暇の適用については、採用の日から起算して 6 か月の期間を経過する日までの期間については、適用しない。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 24 日規則第 6 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 24 日から施行し、令和 2 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 10 月 17 日規則第 146 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 日規則第 19 号）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間におけるシニア URA、リーダー URA、URA、URA トレーニーを除く職員にかかる第 4 条第 1 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「満 65 歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	満 61 歳
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	満 62 歳
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	満 63 歳
令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで	満 64 歳

附 則（令和 6 年 4 月 30 日規則第 43 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 30 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 特定無期雇用職員本給表

号給	年俸	年俸月額
1	2,400,000	200,000
2	2,520,000	210,000
3	2,640,000	220,000
4	2,760,000	230,000
5	2,880,000	240,000
6	3,000,000	250,000
7	3,120,000	260,000
8	3,240,000	270,000
9	3,360,000	280,000
10	3,480,000	290,000
11	3,600,000	300,000
12	3,720,000	310,000
13	3,840,000	320,000
14	3,960,000	330,000
15	4,080,000	340,000
16	4,200,000	350,000
17	4,320,000	360,000
18	4,440,000	370,000
19	4,560,000	380,000
20	4,680,000	390,000
21	4,800,000	400,000
22	4,920,000	410,000
23	5,040,000	420,000
24	5,160,000	430,000
25	5,280,000	440,000
26	5,400,000	450,000
27	5,520,000	460,000
28	5,640,000	470,000
29	5,760,000	480,000
30	5,880,000	490,000
31	6,000,000	500,000
32	6,120,000	510,000
33	6,240,000	520,000
34	6,360,000	530,000
35	6,480,000	540,000
36	6,600,000	550,000
37	6,720,000	560,000

38	6, 840, 000	570, 000
39	6, 960, 000	580, 000
40	7, 080, 000	590, 000
41	7, 200, 000	600, 000
42	7, 320, 000	610, 000
43	7, 440, 000	620, 000
44	7, 560, 000	630, 000
45	7, 680, 000	640, 000
46	7, 800, 000	650, 000
47	7, 920, 000	660, 000
48	8, 040, 000	670, 000
49	8, 160, 000	680, 000
50	8, 280, 000	690, 000
51	8, 400, 000	700, 000
52	8, 520, 000	710, 000
53	8, 640, 000	720, 000
54	8, 760, 000	730, 000
55	8, 880, 000	740, 000
56	9, 000, 000	750, 000
57	9, 120, 000	760, 000
58	9, 240, 000	770, 000
59	9, 360, 000	780, 000
60	9, 480, 000	790, 000
61	9, 600, 000	800, 000
62	9, 720, 000	810, 000
63	9, 840, 000	820, 000
64	9, 960, 000	830, 000
65	10, 080, 000	840, 000
66	10, 200, 000	850, 000
67	10, 320, 000	860, 000
68	10, 440, 000	870, 000
69	10, 560, 000	880, 000
70	10, 680, 000	890, 000
71	10, 800, 000	900, 000
72	10, 920, 000	910, 000
73	11, 040, 000	920, 000
74	11, 160, 000	930, 000
75	11, 280, 000	940, 000
76	11, 400, 000	950, 000
77	11, 520, 000	960, 000
78	11, 640, 000	970, 000

79	11, 760, 000	980, 000
80	11, 880, 000	990, 000
81	12, 000, 000	1, 000, 000
82	12, 120, 000	1, 010, 000
83	12, 240, 000	1, 020, 000
84	12, 360, 000	1, 030, 000
85	12, 480, 000	1, 040, 000
86	12, 600, 000	1, 050, 000
87	12, 720, 000	1, 060, 000
88	12, 840, 000	1, 070, 000
89	12, 960, 000	1, 080, 000
90	13, 080, 000	1, 090, 000
91	13, 200, 000	1, 100, 000
92	13, 320, 000	1, 110, 000
93	13, 440, 000	1, 120, 000
94	13, 560, 000	1, 130, 000
95	13, 680, 000	1, 140, 000
96	13, 800, 000	1, 150, 000
97	13, 920, 000	1, 160, 000
98	14, 040, 000	1, 170, 000
99	14, 160, 000	1, 180, 000
100	14, 280, 000	1, 190, 000
101	14, 400, 000	1, 200, 000
102	14, 520, 000	1, 210, 000
103	14, 640, 000	1, 220, 000
104	14, 760, 000	1, 230, 000
105	14, 880, 000	1, 240, 000
106	15, 000, 000	1, 250, 000
107	15, 120, 000	1, 260, 000
108	15, 240, 000	1, 270, 000
109	15, 360, 000	1, 280, 000
110	15, 480, 000	1, 290, 000
111	15, 600, 000	1, 300, 000
112	15, 720, 000	1, 310, 000
113	15, 840, 000	1, 320, 000
114	15, 960, 000	1, 330, 000
115	16, 080, 000	1, 340, 000
116	16, 200, 000	1, 350, 000
117	16, 320, 000	1, 360, 000
118	16, 440, 000	1, 370, 000
119	16, 560, 000	1, 380, 000

120	16,680,000	1,390,000
121	16,800,000	1,400,000

単位：円

※病棟クランクについては、上記本給表のほか、

201号給（年俸3,180,000円、年俸月額265,000円）

202号給（年俸3,300,000円、年俸月額275,000円）

203号給（年俸3,420,000円、年俸月額285,000円）

204号給（年俸3,540,000円、年俸月額295,000円）を適用する。